

## ●香川県監査委員公表第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成30年8月28日

香川県監査委員	三 谷 和 夫
同	大 西 均
同	香 川 芳 文
同	森 裕 行

- 1 監査対象部局 政策部
- 2 監査対象年度 平成29年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
県立ミュージアム	平成30年4月13日
政策課	平成30年6月7日
自治振興課 (選挙管理委員会事務局)	〃
男女参画・県民活動課	〃
情報政策課	平成30年6月8日
地域活力推進課	〃
文化芸術局	〃
東京事務所	平成30年6月15日
水資源対策課	平成29年6月18日
統計調査課	〃
小豆総合事務所	平成30年7月26日
予算課	平成30年7月27日
漆芸研究所	平成30年8月9日
東山魁夷せとうち美術館	〃

#### 4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

##### (1) 指摘事項

該当事項なし

##### (2) 指導注意事項

###### ア 収入について

収入事務について、納期限までに納付しない者に対して督促状の発行が遅れているものがあった。また、このことについて、自主検査において見過ごされていた。（文化芸術局）

###### イ 支出について

(ア) 超過勤務手当について、支給が漏れているものがあった。また、超過勤務等命令簿の日付を誤って記載しているものがあった。（文化芸術局）

(イ) 超過勤務手当について、支給が漏れているものがあつた。(小豆総合事務所)

ウ 契約について

清掃業務委託において、仕様書と予定価格積算内容が一致していなかつた。(県立ミュージアム)

(3) 検討指示事項

ア 支出について

乗合タクシー維持費補助金交付要綱及び要領について、補助対象等の見直しを検討する必要がある。(文化芸術局)